

【シンガポール】特許方式マニュアルの改正について

2019年12月2日

ジェトロ・バンコク事務所

2019年12月1日、シンガポール知的財産庁（IPOS）は、特許方式マニュアル（"Patent Formalities Manual"）を改正した。主な改正点は、(1)クレームの変更又は補正する場合には、クレームの修正履歴付ファイルとクリーン版ファイルの両方の提出を求める点、(2)ASPECの新たな取組みであるPCT-ASPEC及びASPEC-AIMに関する規定の追加、並びに(3)フィンテック及びAI関連特許の早期審査に関する規定の追加である。

URL 等

https://www.ipos.gov.sg/docs/default-source/resources-library/patents/guidelines-and-useful-information/patents-formalities-manual_1-dec-2019.pdf

本内容は、日本貿易振興機構が2019年12月現在、TMI Associates (Thailand) Co., Ltd. 等より入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは当該機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことを予めお断りします。